

串本町第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

串本町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 障がいのある人の定義	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	6
1. 人口の推移	6
2. 障がい者手帳所持者数の状況	7
3. 身体障害者手帳所持者の状況	7
4. 療育手帳所持者の状況	9
5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	10
6. 難病患者等の状況	11
7. 調査結果	12
第3章 国の「基本指針」とサービス体系	24
1. 国の「基本指針」	24
2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系	25
3. サービス利用者の状況	26
第4章 基本指針に基づく目標値	27
1. 成果目標について	27
2. 成果目標に対する目標値	29
第5章 障害福祉サービスの見込みと確保策	33
1. 訪問系サービス	33
2. 日中活動系サービス	35
3. 居住系サービス	38
4. 相談支援	39
5. 発達障がい者等に対する支援	40
6. 精神障がいに対する支援体制	42
7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	45
8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み	47
9. 地域生活支援事業	48
第6章 障がい児支援の見込みと確保策	57
1. 障害児通所支援、障害児相談支援等	57
2. 子ども・子育て支援	59
第7章 計画の推進のために	60
1. 計画の推進体制	60

2. 計画の評価・検証	60
参考資料	61
1. 串本町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱	61
2. 串本町障害福祉計画等策定委員名簿	62

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国における障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約」（「障害者権利条約」）に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成18（2006）年12月13日に国連総会において採択されました。日本は、翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障がいのある人の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このような様々な法整備や制度改革を経て、平成26（2014）年に「障害者権利条約」に批准し、その後も国により引き続き障がい福祉向上に向け、施策の見直しや新たな制度の検討が行われています。

本町では、令和3（2021）年3月に「串本町第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策を展開してきました。

上記の計画のうち「串本町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」については令和5（2023）年度で終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本的な方向と見込みを改定する必要があります。

障がいの重度化や重複化、障がい者や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「串本町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き

我が国においては、平成 18（2006）年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障がいのある人の範囲の見直し等が行われるなか、平成 25（2013）年には新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法」）が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とすること等が定められました。

さらに、平成 24（2012）年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）、平成 28（2016）年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（「成年後見制度利用促進法」）が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。平成 28（2016）年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成 30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（「読書バリアフリー法」）施行、令和 2（2020）年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（「障害者雇用促進法」）の改正法施行、令和 3（2021）年の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（「医療的ケア児支援法」）の施行、令和 4（2022）年の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）の施行、令和 5（2023）年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和 6（2024）年の改正障害者差別解消法の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実に向けた取組が行われています。

《障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き》

年	近年の主な動き
平成18(2006)年	障害者自立支援法の施行(4月1日) バリアフリー法の施行(12月20日)
平成23(2011)年	改正障害者基本法の施行(8月5日)
平成24(2012)年	改正児童福祉法の施行(4月1日) 障害者虐待防止法の施行(10月1日)
平成25(2013)年	障害者総合支援法の施行(4月1日)
平成26(2014)年	障害者権利条約の発効(2月19日)
平成27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行(1月1日)
平成28(2016)年	障害者差別解消法の施行(4月1日) 改正障害者雇用促進法の施行(4月1日) 成年後見制度利用促進法の施行(5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(8月1日)
平成30(2018)年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行(4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行(6月13日)
令和元(2019)年	読書バリアフリー法の施行(6月28日)
令和2(2020)年	改正障害者雇用促進法の施行(4月1日) 改正バリアフリー法の一部施行(6月19日)
令和3(2021)年	医療的ケア児支援法の施行(9月18日)
令和4(2022)年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 (5月25日)
令和5(2023)年	障害者基本計画(第5次計画)の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行(4月1日)
令和6(2024)年	改正障害者差別解消法の施行(4月1日) 改正障害者雇用促進法の一部施行(4月1日)

3. 計画の位置づけ

○ 障がい者基本計画【6か年計画】

本町で言う「障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針等を定める計画です。

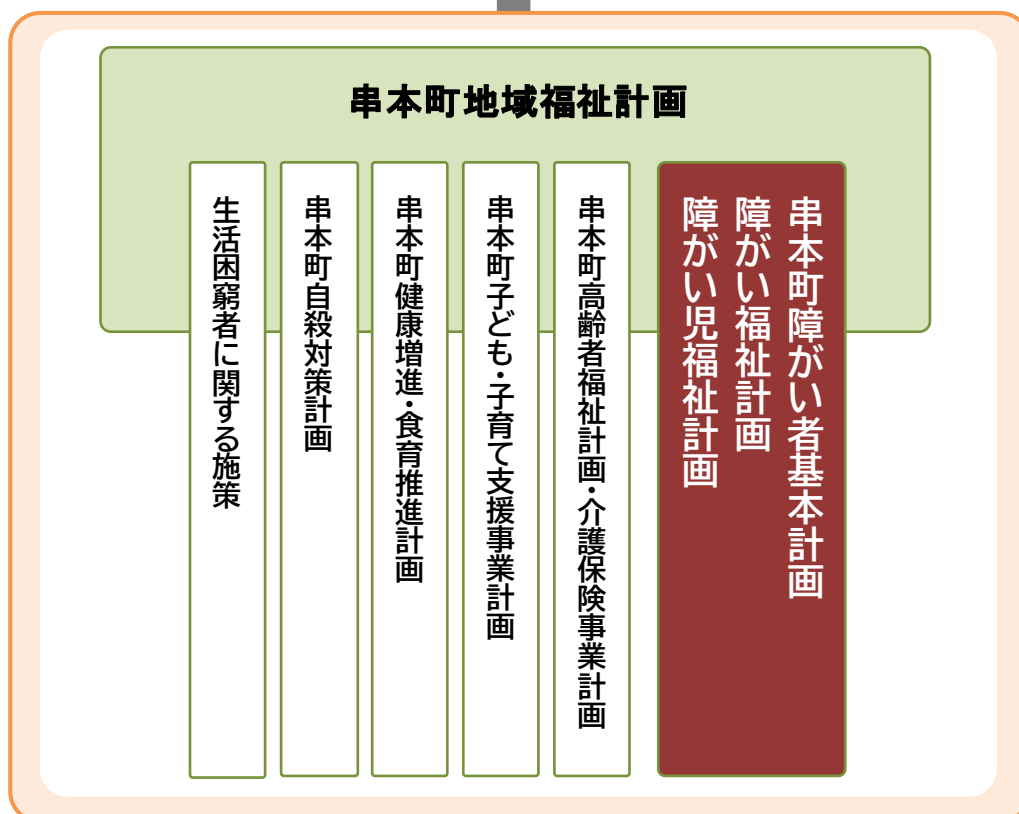
○ 障がい福祉計画【3か年計画】

本町で言う「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき本町の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○ 障がい児福祉計画【3か年計画】

本町で言う「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

串本町長期総合計画



4. 計画の期間

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第3次障がい者基本計画（6年間）					
第6期障がい福祉計画（3年間）			第7期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画（3年間）			第3期障がい児福祉計画		

5. 障がいのある人の定義

本計画における「障がいのある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

※ 本計画においては、法律等に基づく用語や固有名詞等については「障害」と表記し、それ以外の用語については「障がい」と表記することに努めました。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

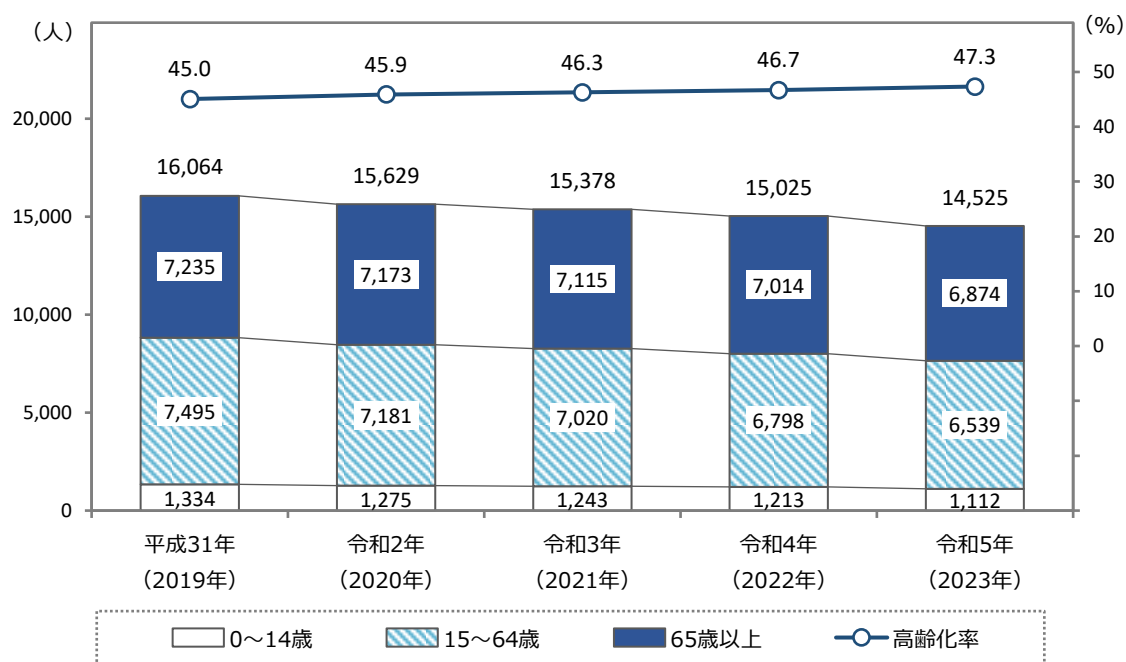
1. 人口の推移

町の総人口及び各年齢区分とも減少で推移しており、高齢化率は年々高まっている状況です。

◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～14歳	1,334	1,275	1,243	1,213	1,112
15～64歳	7,495	7,181	7,020	6,798	6,539
65歳以上	7,235	7,173	7,115	7,014	6,874
合計	16,064	15,629	15,378	15,025	14,525
高齢化率	45.0%	45.9%	46.3%	46.7%	47.3%

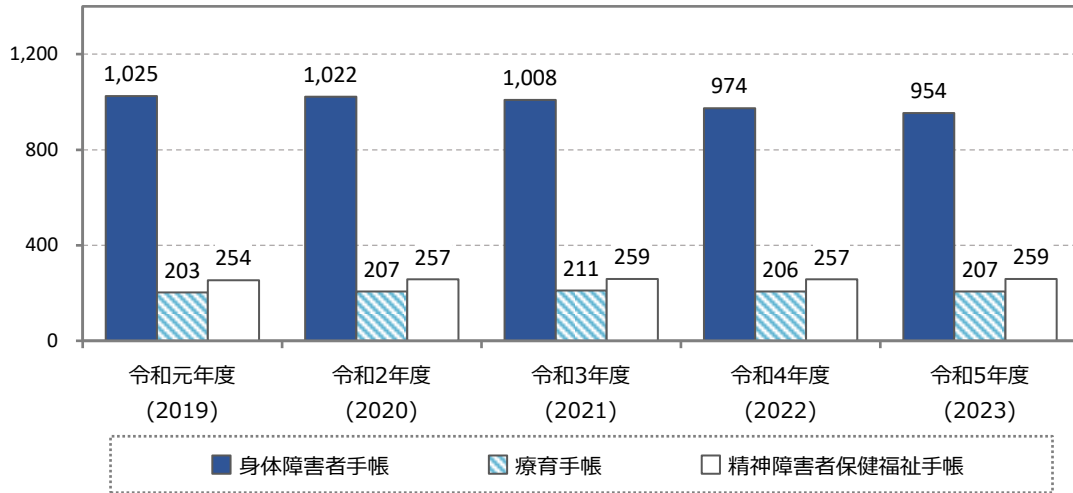


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 障がい者手帳所持者数の状況

各手帳数の推移について、身体障害者手帳は減少傾向で推移していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳はおおむね横ばいで推移しています。

◆障がい者手帳所持者数の推移◆

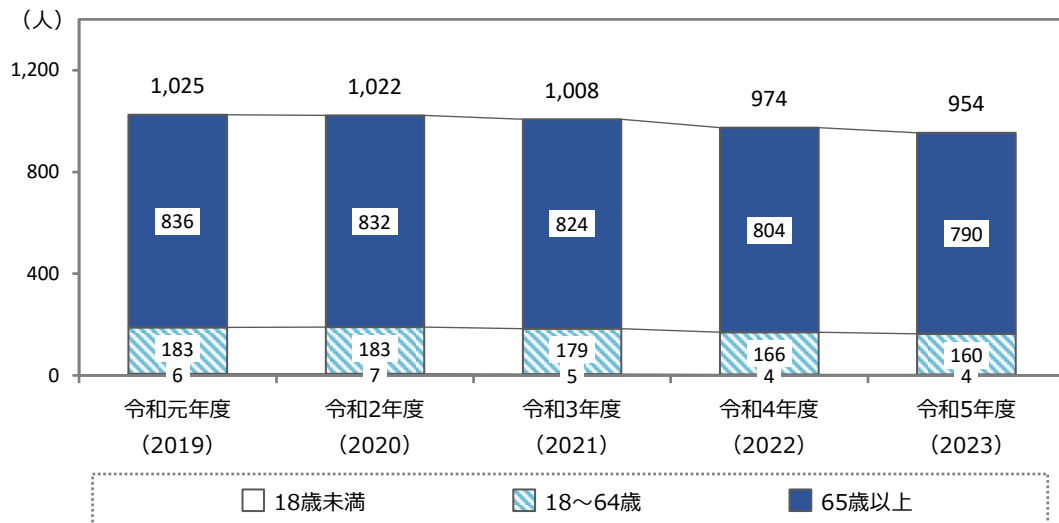


資料：串本町（各年度3月31日現在、令和5年度のみ9月30日現在現在）

3. 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる身体障害者手帳所持者数

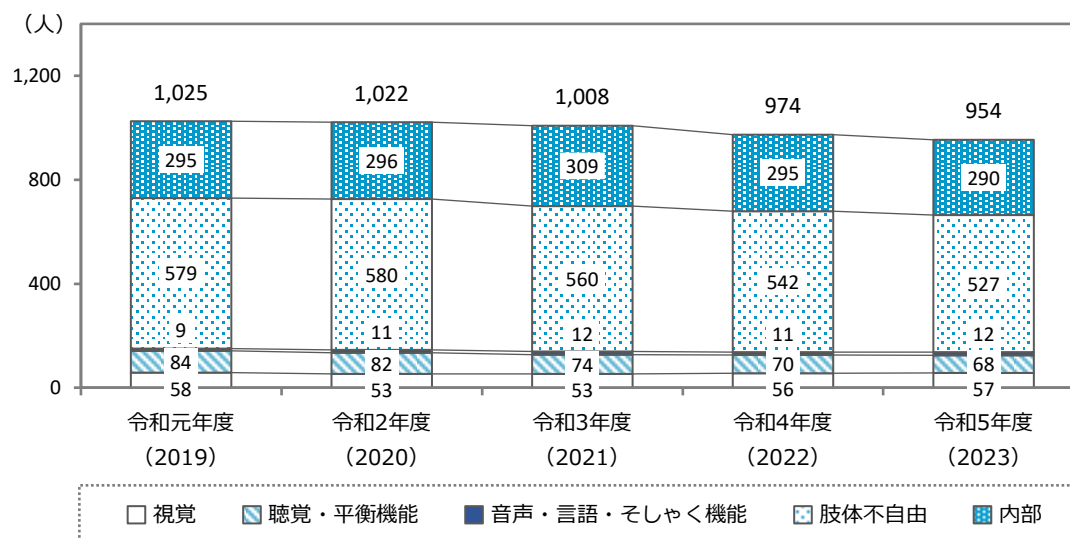
高齢者（65歳以上）が全体の8割以上を占めており、18歳未満はわずかとなっています。



資料：串本町（各年度3月31日現在、令和5年度のみ9月30日現在）

(2) 障がい部位でみる身体障害者手帳所持者数

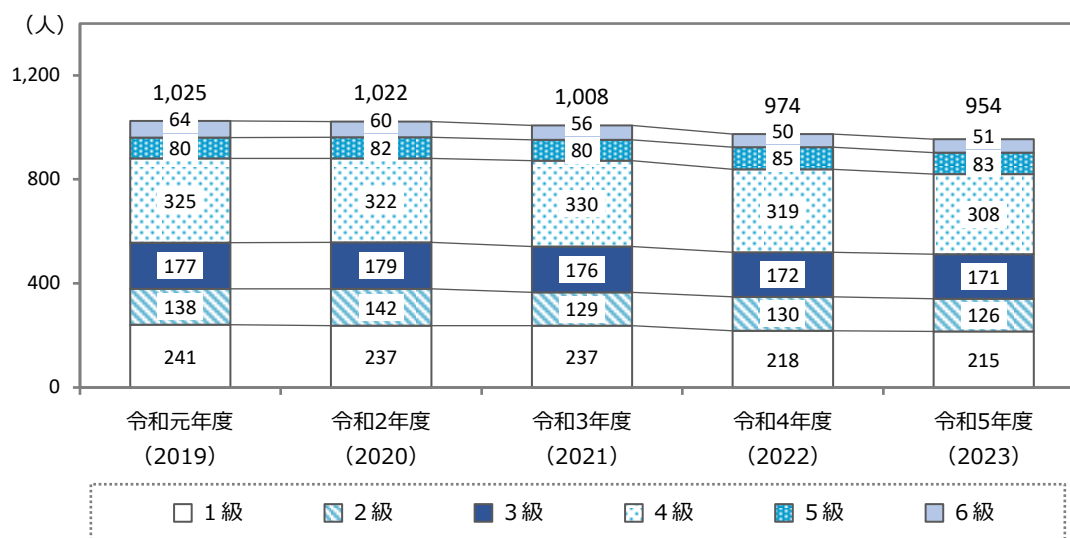
障がい部位別の推移を見ると、「肢体不自由」と「聴覚・平衡機能」は減少していますが、そのほかはおおむね横ばいで推移しています。



資料：串本町（各年度3月31日現在、令和5年度のみ9月30日現在）

(3) 障がい程度でみる身体障害者手帳所持者数

障がい程度の推移を見ると、「5級」はおおむね横ばいですが、そのほかは減少傾向にあります。

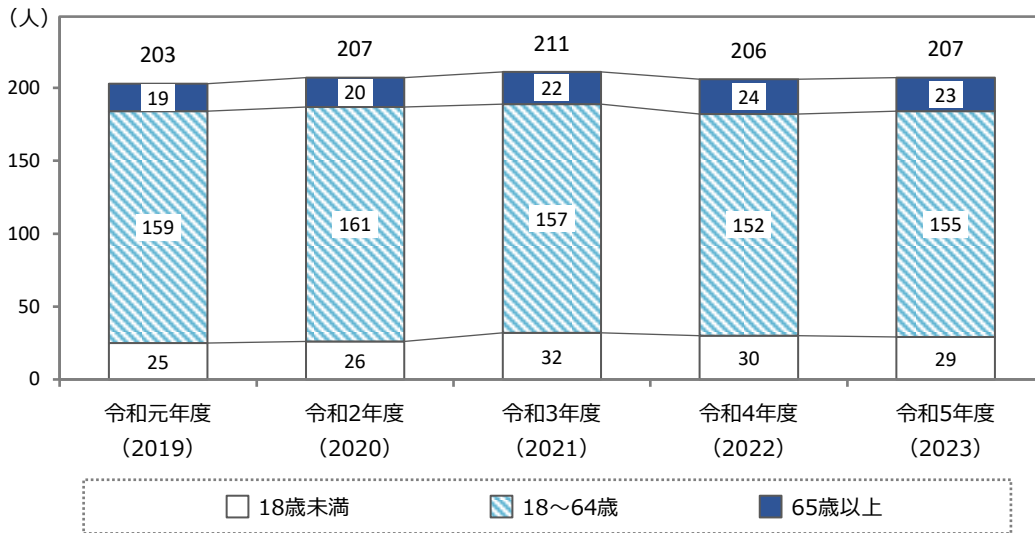


資料：串本町（各年度3月31日現在、令和5年度のみ9月30日現在）

4. 療育手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる療育手帳所持者数

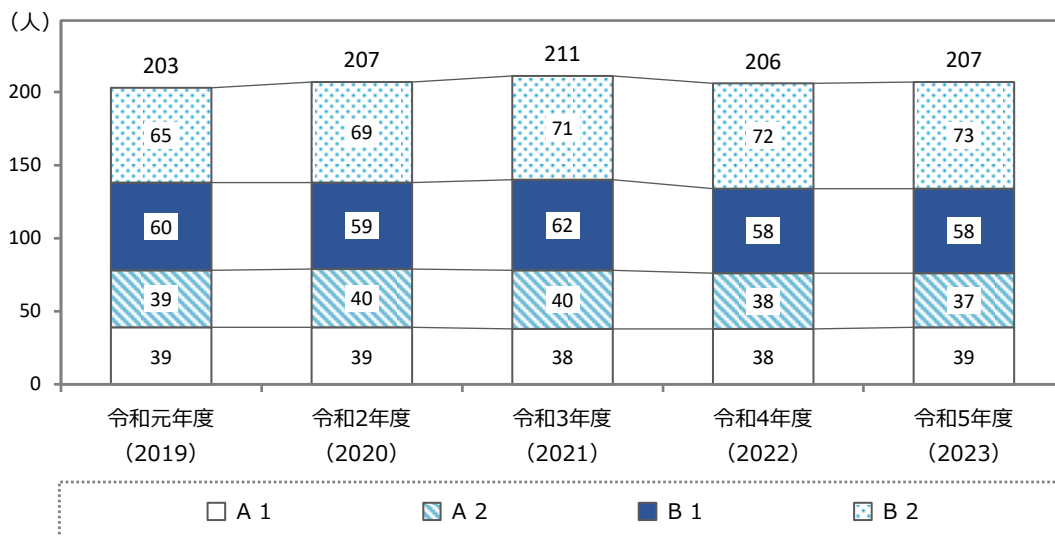
令和5年度では、18～64歳の割合が全体の約75%を占めていますが、18歳未満も約15%を占めているため、早期発見・早期療育に努める必要があります。



資料：串本町（各年度3月31日現在、令和5年度のみ9月30日現在）

(2) 障がい程度でみる療育手帳所持者数

障がい程度別の推移を見ると、「B2」は増加傾向ですが、そのほかはおおむね横ばいとなっています。

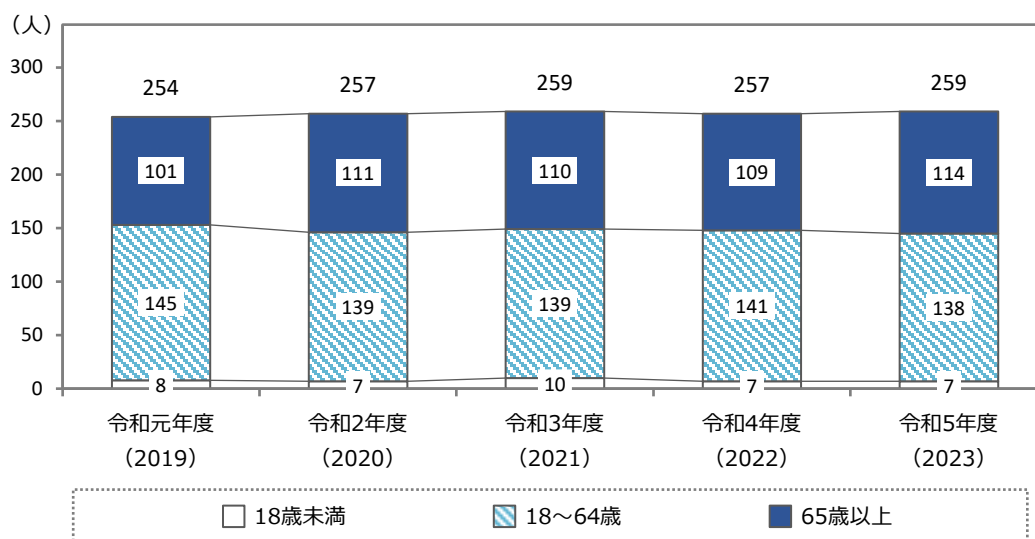


資料：串本町（各年度3月31日現在、令和5年度のみ9月30日現在）

5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

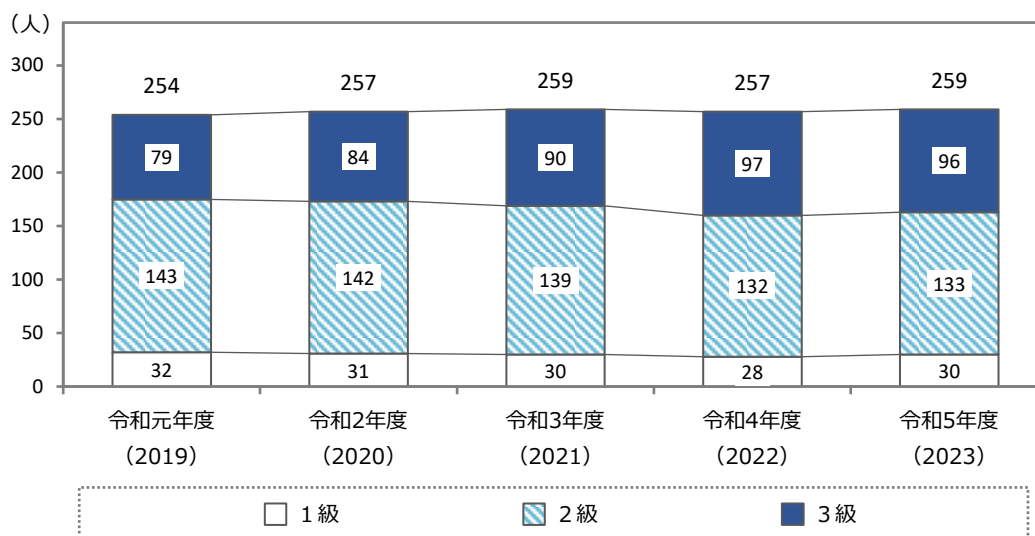
令和5年度では、18～64歳の割合が全体の5割強、65歳以上が約45%を占めており、18歳未満はわずかとなっています。



資料：串本町（各年度3月31日現在、令和5年度のみ9月30日現在）

(2) 障がい程度でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

障がい程度別の推移を見ると、「3級」は増加傾向であり、「1級」はおおむね横ばい、「2級」は減少傾向となっています。

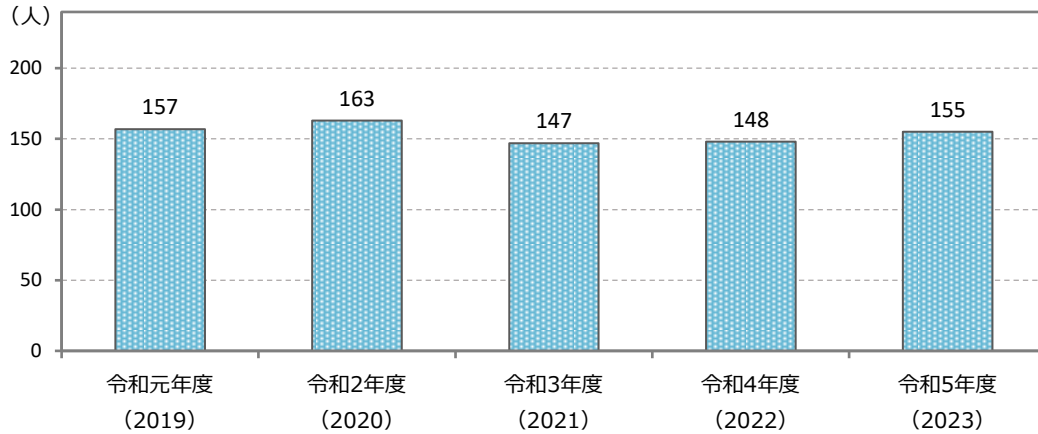


資料：串本町（各年度3月31日現在、令和5年度のみ9月30日現在）

6. 難病患者等の状況

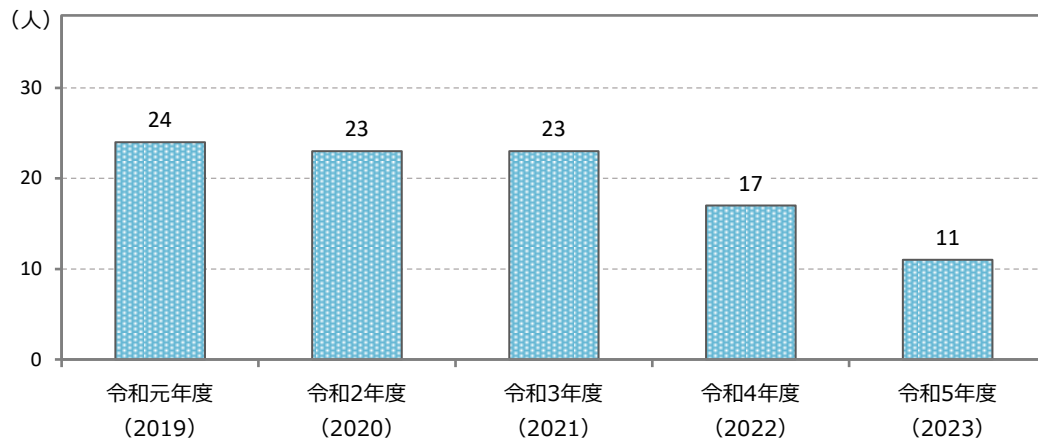
特定疾患医療の受給者は、令和5年度9月30日時点では155人となっています。
小児慢性特定疾患患者数は、令和5年度9月30日時点では11人となっています。

◆特定疾患受給者数の推移◆



資料：和歌山県（各年度3月31日、令和5年度のみ9月30日現在）

◆小児慢性特定疾患患者数の推移◆



資料：和歌山県（各年度3月31日、令和5年度のみ9月30日現在）

7. 調査結果

本計画を策定するにあたり、障がい福祉サービスの利用実態や障がいに関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として、障がい者及びその家族等を対象に無作為抽出を行いアンケートを実施しました。以下に結果概要を示します。

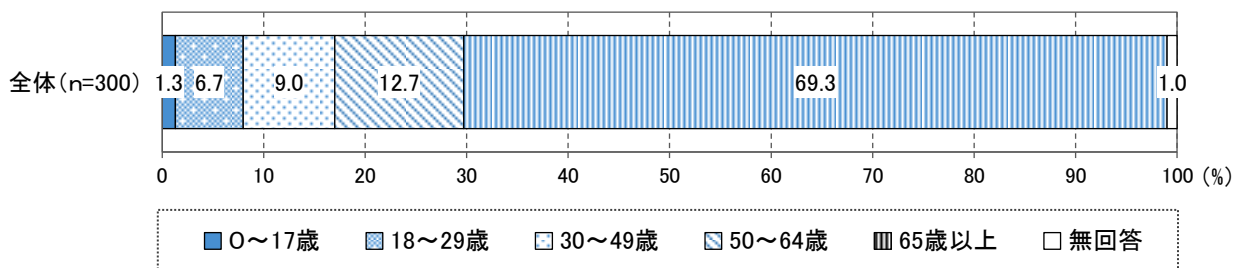
◆調査期間：令和5年10月25日～11月8日

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	800票	300票	37.5%

(1) 年齢・家族構成等

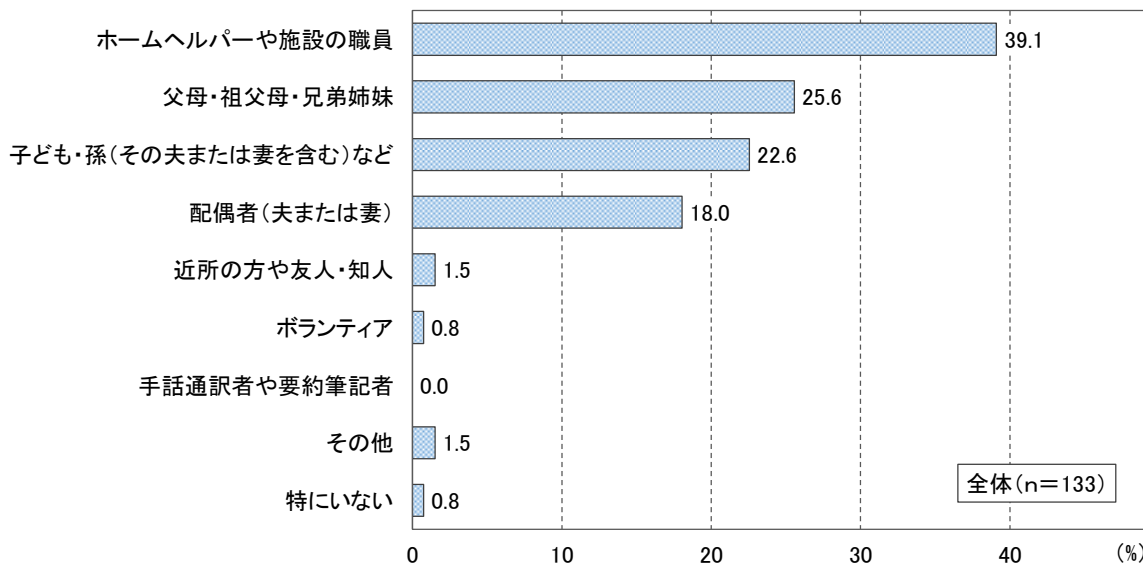
① 年齢

年齢は、「65歳以上」が69.3%と最も高く、次いで、「50～64歳」(12.7%)、「30～49歳」(9.0%)の順となっています。



② 介助者

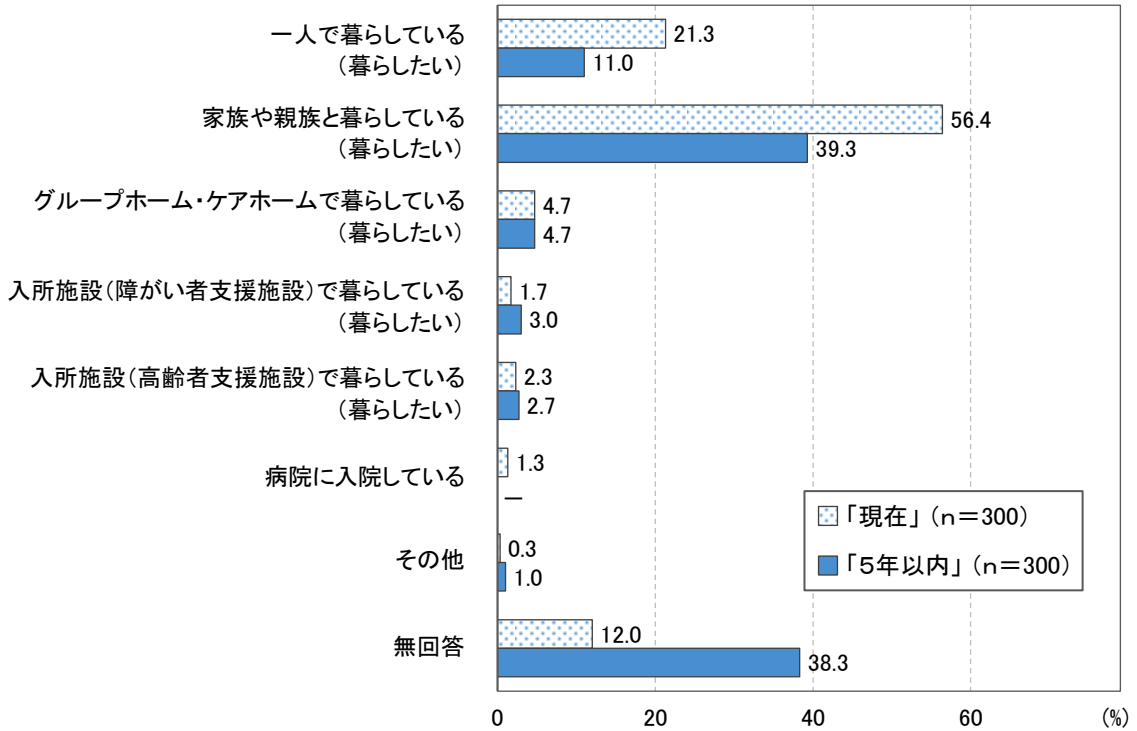
介助してくれる方は、「ホームヘルパーや施設の職員」が39.1%と最も高く、次いで、「父母・祖父母・兄弟姉妹」(25.6%)、「子ども・孫(その夫または妻を含む)など」(22.6%)の順となっています。



(2) 住まいや暮らしについて

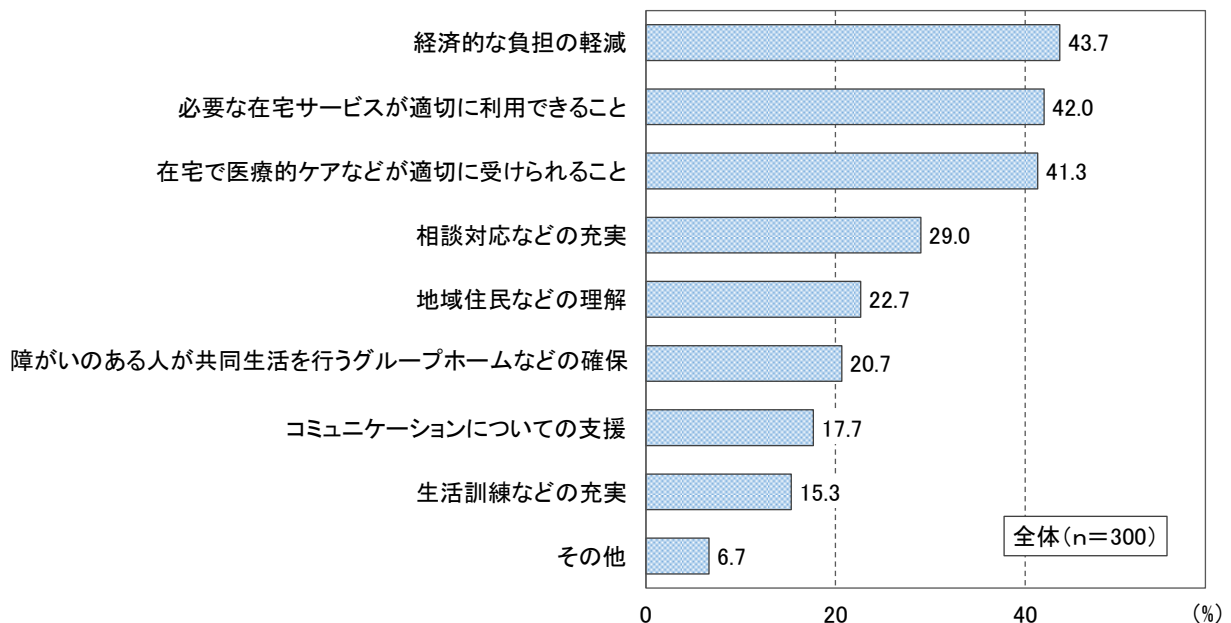
① 現在の暮らし方と5年以内に暮らしたいと思う場所

現在、5年以内ともに「家族や親族と暮らしている（暮らしたい）」の割合が最も高くなっています。



② 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が 43.7%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(42.0%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」(41.3%)の順となっています。



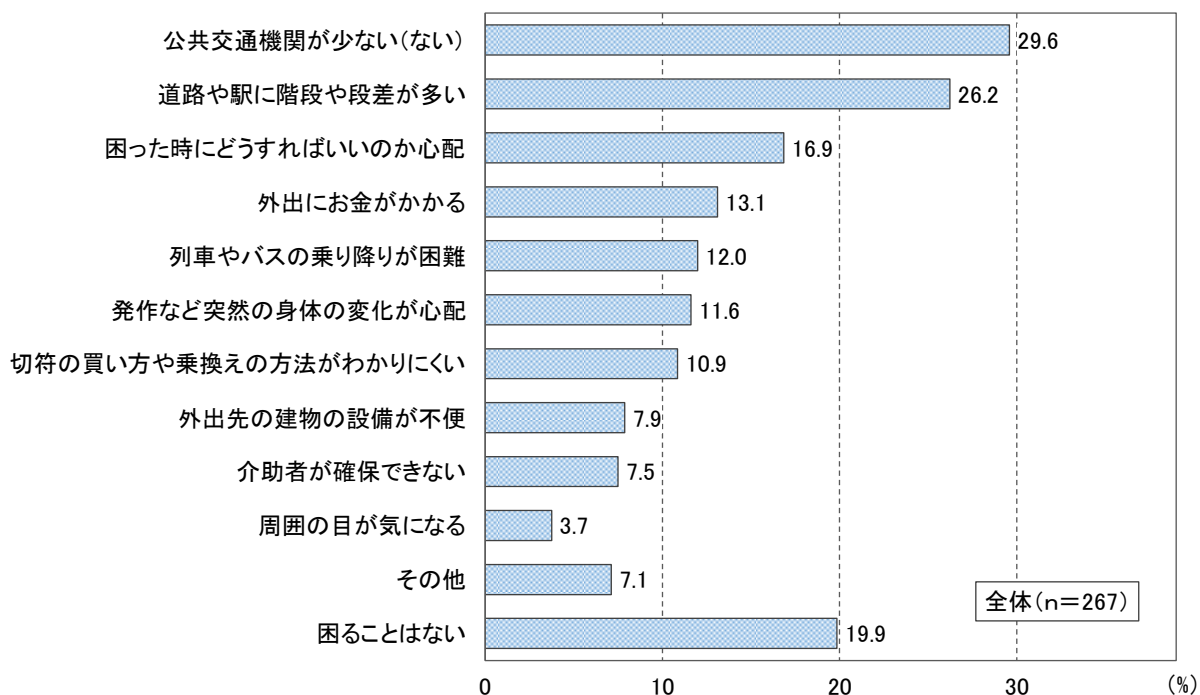
◆調査結果から見える「住まいや暮らし」に関するポイント

- ・暮らしの場所について、現在はひとり暮らしや家族等との同居が大半ですが、5年以内という先のことになると無回答の割合が高まっており、先のことについて想定しきれない方の割合が高まっています。
- ・地域で生活するために必要な支援について、経済的支援、在宅サービスや医療的ケアの充実、相談対応が挙げられています。引き続き、障がいのある人のニーズに対応できる在宅サービス提供体制の確保と相談支援等の充実に努める必要があります。

(3) 日中活動や就労について

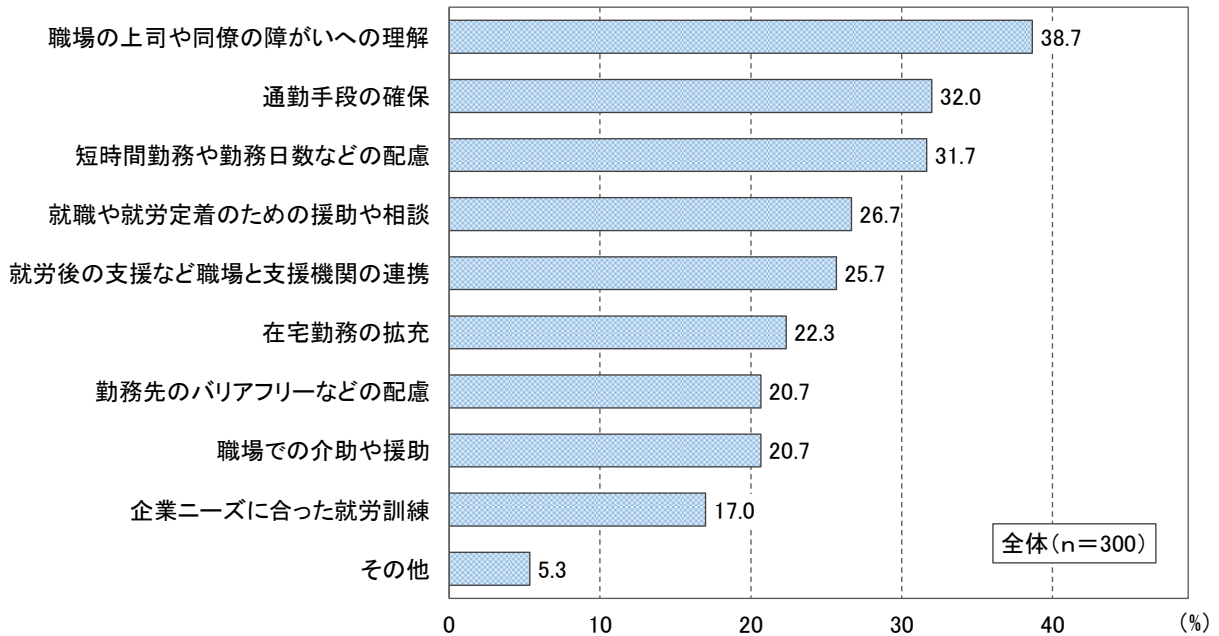
① 外出したとき困ること

外出時に困ることとしては、「公共交通機関が少ない(ない)」が29.6%と最も高く、次いで、「道路や駅に階段や段差が多い」(26.2%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(16.9%)の順となっています。



② 就労支援として必要なこと

就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が38.7%と最も高く、次いで、「通勤手段の確保」(32.0%)、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(31.7%)の順となっています。



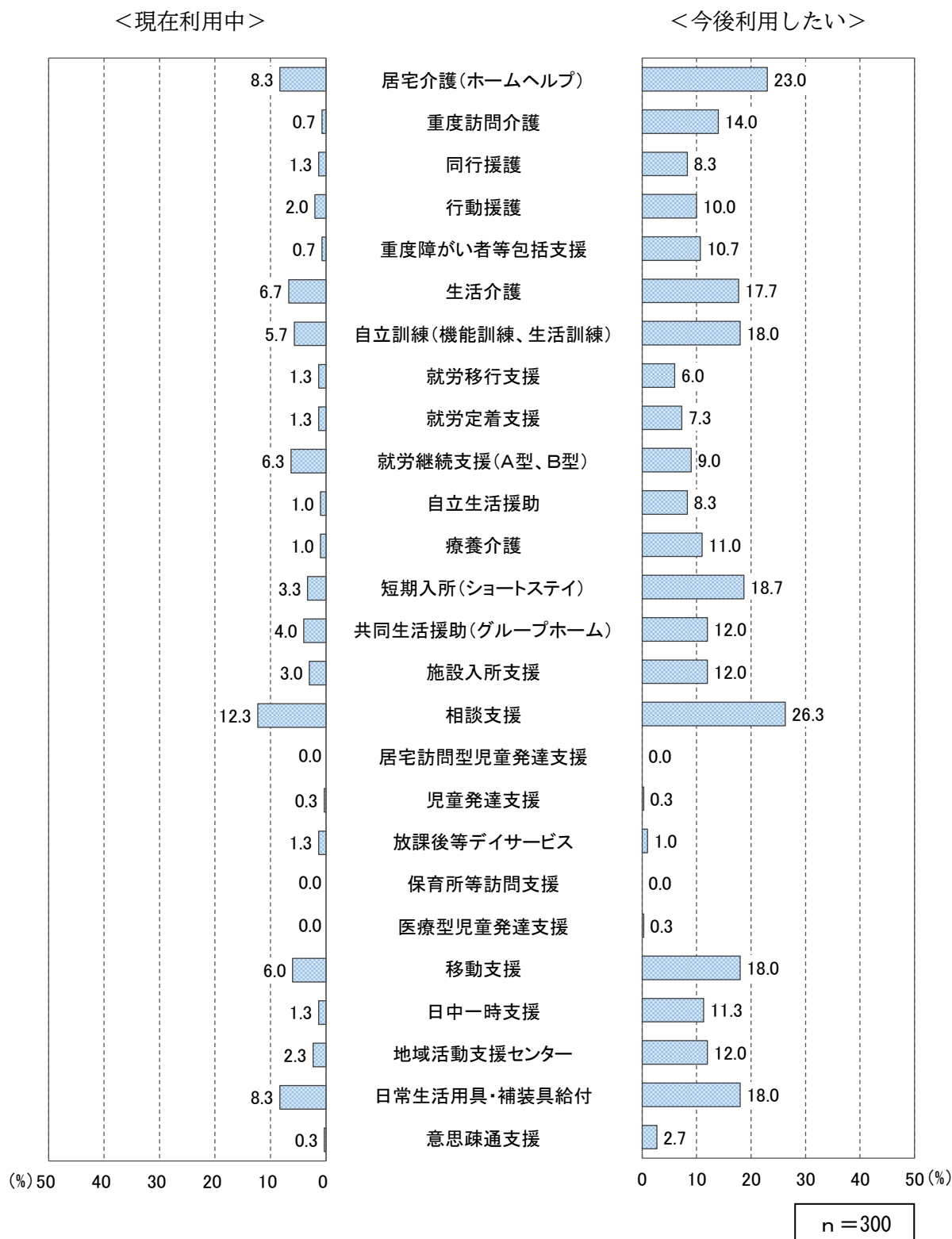
◆調査結果から見える「日中活動や就労」に関するポイント

- ・外出したとき困ることについて、公共交通機関の少なさや道路や駅に階段や段差が多いことが上位に挙げられています。障がいのある人が地域の中で生活するため、公共交通機関の充実、道路や公共施設等のバリアフリー化について推進する必要があります。
- ・就労支援として必要なことについて、職場の理解、通勤手段の確保、勤務への配慮等の割合が高くなっています。障がいのある人への正しい理解と環境整備を進め、障がいのある人も個性を生かした就労ができるように努める必要があります。

(4) 障害福祉サービス等の利用について

現在利用中のサービスについては、「相談支援」が12.3%と最も高く、次いで、「居宅介護（ホームヘルプ）」・「日常生活用具・補装具給付」（8.3%で同率）、「生活介護」（6.7%）の順となっています。

また、今後利用したいサービスについては、「相談支援」が26.3%と最も高く、次いで、「居宅介護（ホームヘルプ）」（23.0%）、「短期入所（ショートステイ）」（18.7%）の順となっています。



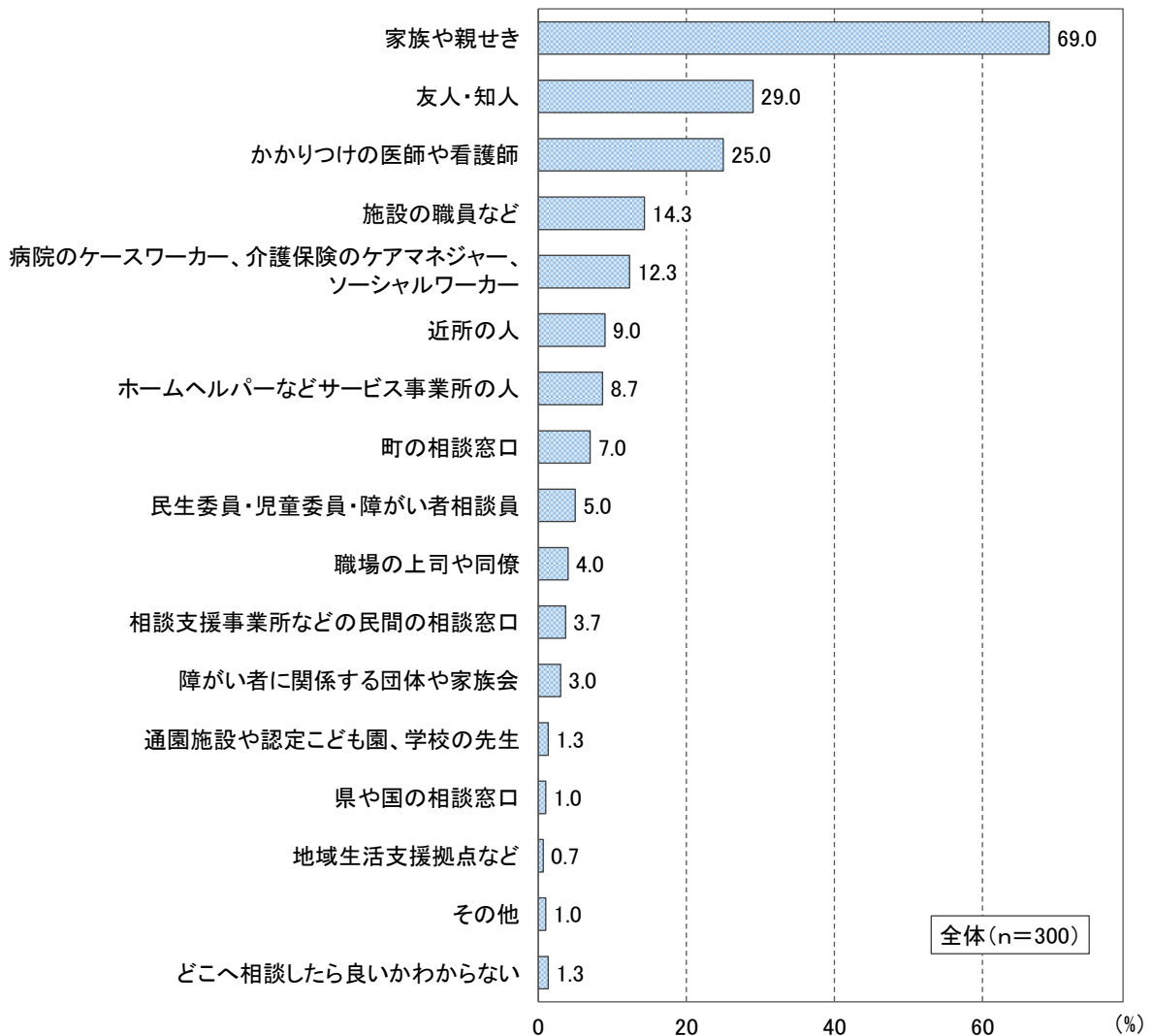
◆調査結果から見える「障害福祉サービス等の利用」に関するポイント

・現状のサービスの利用と比べて、今後利用したいサービスの結果から、利用ニーズをしっかりと把握し、障がいのある人が必要ときに必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の確保が求められます。

(5) 相談相手や情報の入手について

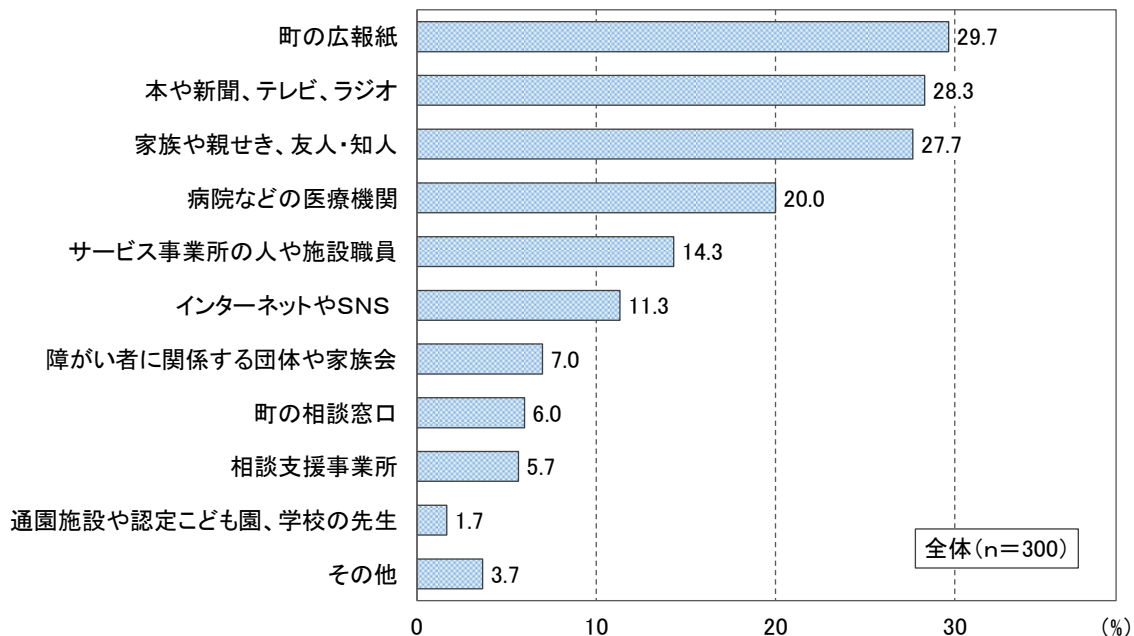
① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が69.0%と最も高く、次いで、「友人・知人」(29.0%)、「かかりつけの医師や看護師」(25.0%)の順となっています。



② 障がいや福祉サービス等の情報の入手先

情報の入手先は、「町の広報紙」が29.7%と最も高く、次いで、「本や新聞、テレビ、ラジオ」(28.3%)、「家族や親せき、友人・知人」(27.7%)の順となっています。



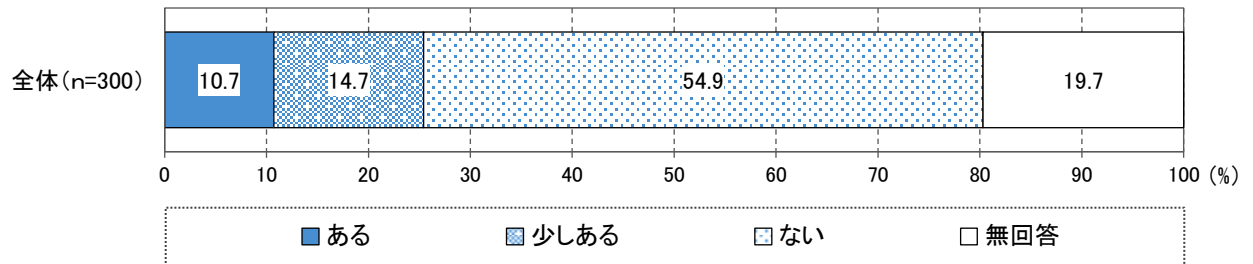
◆調査結果から見える「相談相手や情報の入手」に関するポイント

- ・悩みや困ったことの相談相手について、家族や親せき、友人・知人、かかりつけの医師や看護師の割合が高くなっています。一方、公的機関の相談窓口については「町の相談窓口」が7.0%となっており、引き続きニーズに対応できる相談支援体制と窓口職員の資質向上に努める必要があります。
- ・障がいや福祉サービス等の情報の入手先について、町の広報紙が29.7%と最も高く、インターネットやSNSの割合は11.3%となっています。障がいのある人や介護者の高齢化により、パソコンやスマートフォン等による情報収集が苦手な方も多いと推測されます。したがって、多様な媒体での情報発信という意味からホームページ等の充実も必要ですが、身近で手元に置いておける広報紙の充実が求められます。また、視覚障がい者や聴覚障がい者等があらゆる情報を入手しやすい対応や体制を検討し、実施していくことも必要とされます。

(6) 権利擁護について

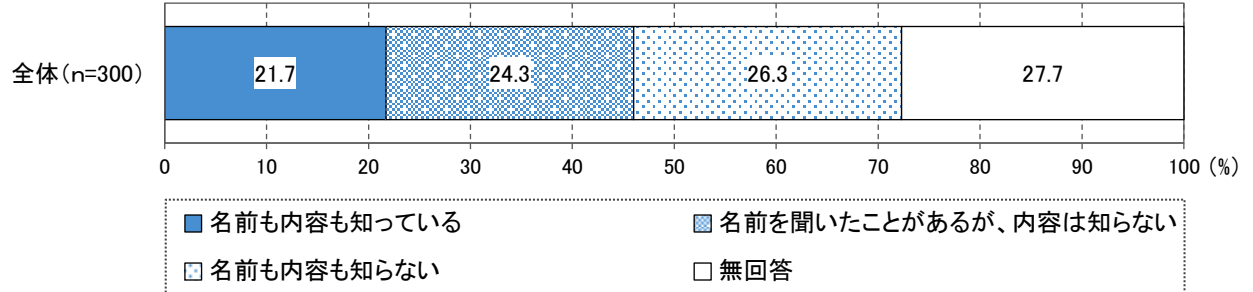
① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が54.9%と最も高く、次いで、「少しある」(14.7%)、「ある」(10.7%)の順となっています。



② 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前も内容も知らない」が26.3%と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(24.3%)、「名前も内容も知っている」(21.7%)の順となっています。



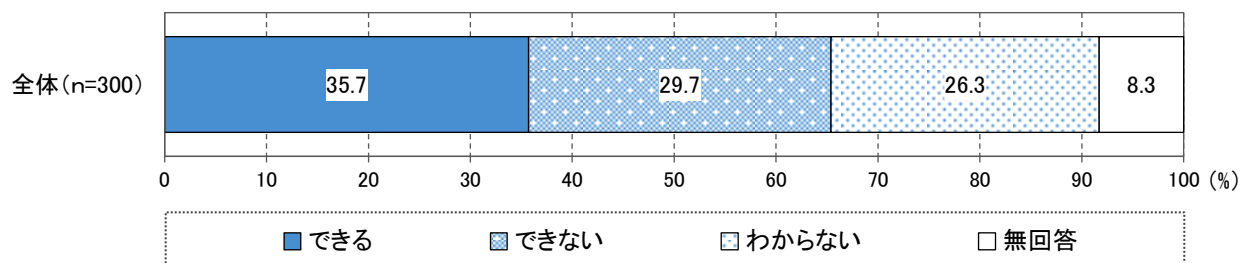
◆調査結果から見える「権利擁護」に関するポイント

- ・差別や嫌な思いをした経験について、「ある+少しある」の割合は25.4%と約4人に1人の方が経験しているという結果になりました。障がいによる差別や偏見をなくすため、障がいに関する正しい理解の普及啓発に努め、町民の意識向上を図る必要があります。
- ・成年後見制度について、「名前も内容も知っている」方は21.7%となっており、引き続き成年後見制度の周知と利用促進に努める必要があります。

(7) 災害時の避難等について

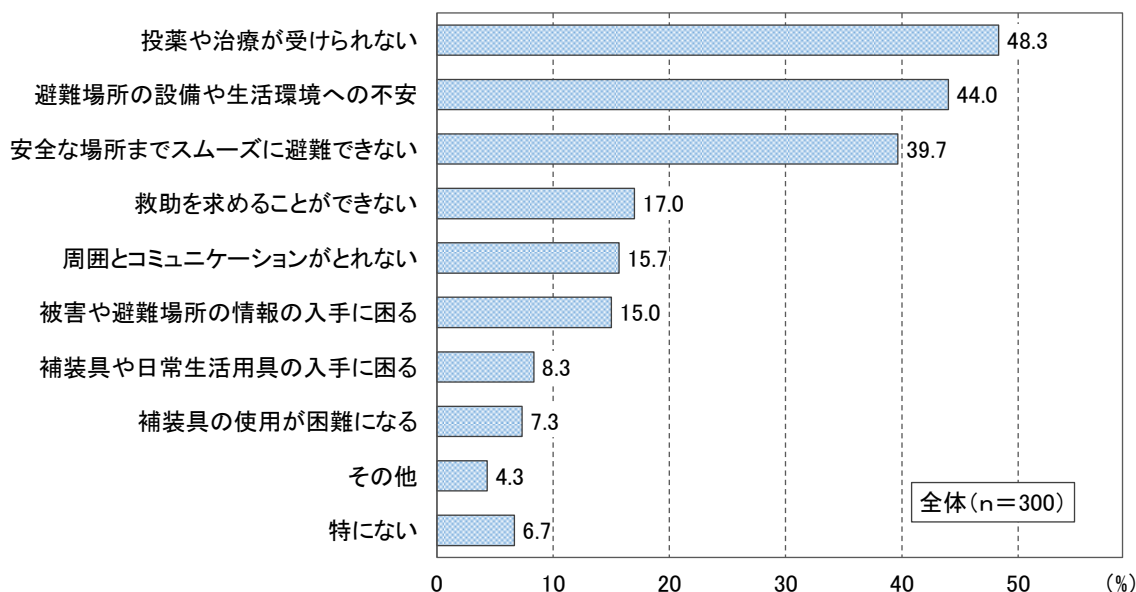
① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が35.7%と最も高く、次いで、「できない」(29.7%)、「わからない」(26.3%)の順となっています。



② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「投薬や治療が受けられない」が48.3%と最も高く、次いで、「避難場所の設備や生活環境への不安」(44.0%)、「安全な場所までスムーズに避難できない」(39.7%)の順となっています。



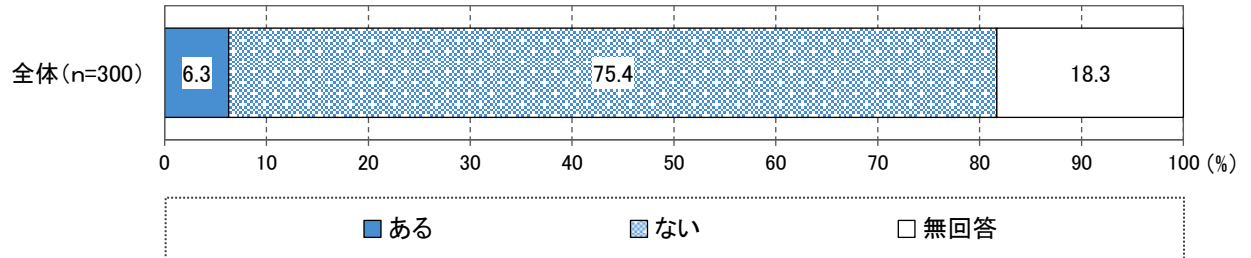
◆調査結果から見える「災害時の避難等」に関するポイント

- ・災害時に一人で避難できるかについて、「できない+わからない」の割合は56.0%となっており、地域における支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個々の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、投薬や治療が受けられないこと、避難場所の設備や生活環境への不安、スムーズに避難できないことが上位に挙げられており、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難場所や体制の確保に努める必要があります。

(8) 虐待について

① これまでに虐待を受けたことがあるか

これまでに虐待を受けた経験は、「ある」が6.3%、「ない」が75.4%となっています。



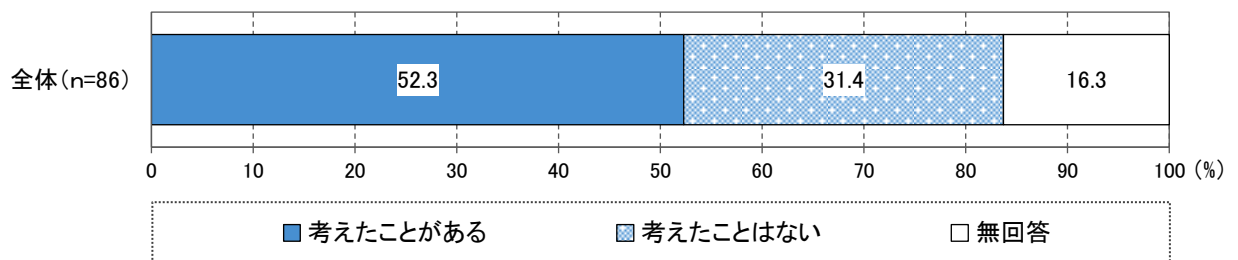
◆調査結果から見える「虐待」に関するポイント

- ・虐待について、を受けた経験がある割合が6.3%となっています。どのような状況や場面であれ、虐待行為は決して許されることではないことから、虐待の未然防止に努めるとともに、虐待事案が発生した場合には早期対応できる体制の構築が求められます。

(9) 身近な介助者の亡き後について

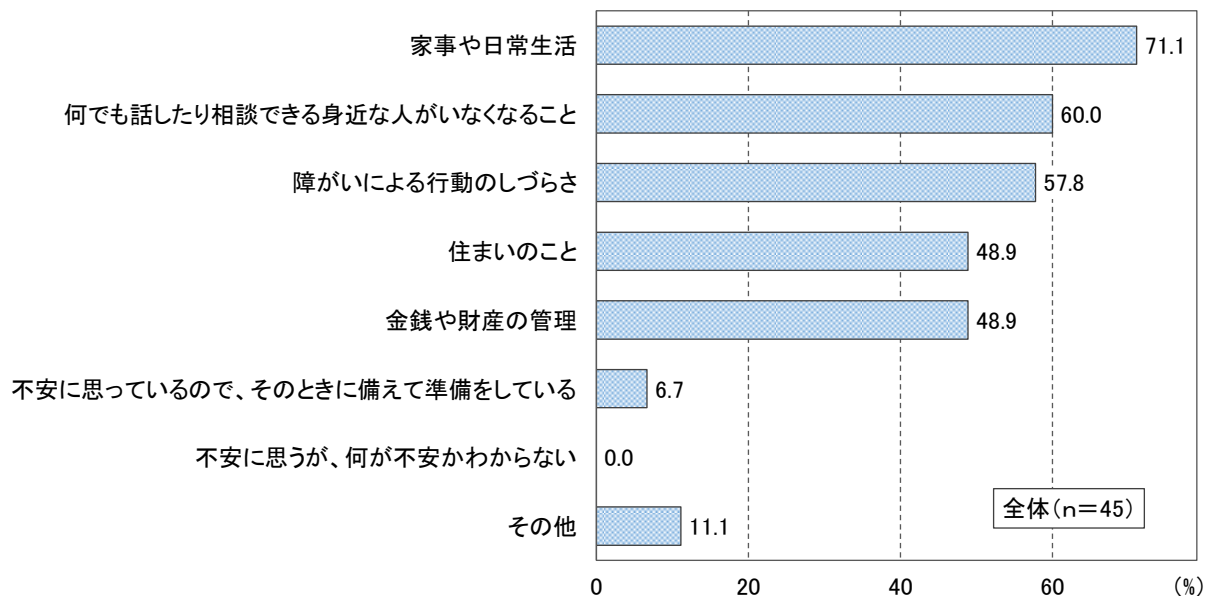
① 身近な介助者がいなくなった場合のことを考えたことがあるか

身近な介助者がいなくなった場合について、「考えたことがある」が52.3%、「考えたことはない」が31.4%となっています。



② 身近な介助者がいなくなった場合、不安なこと

身近な介助者がいなくなった場合、不安なことについて、「家事や日常生活」が71.1%と最も高く、次いで、「何でも話したり相談できる身近な人がいなくなる事」（60.0%）、「障がいによる行動のしづらさ」（57.8%）の順となっています。



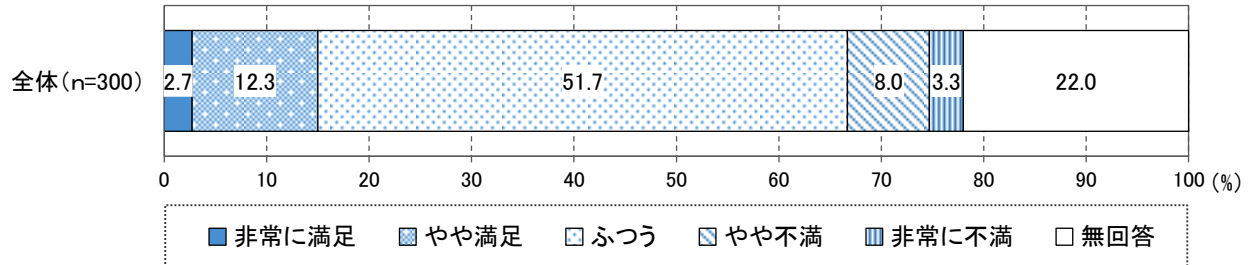
◆調査結果から見える「身近な介助者の亡き後」に関するポイント

- ・いわゆる「親亡き後」の問題については、先を考えることで当事者の不安を増大させる等の指摘もありますが、親や親族等の身近な介助者の亡き後を考えて、地域において安心した生活が過ごせる環境づくりと、当事者自身の置かれている状況に応じた自立支援を行っていく必要があります。

(10) 町の施策について

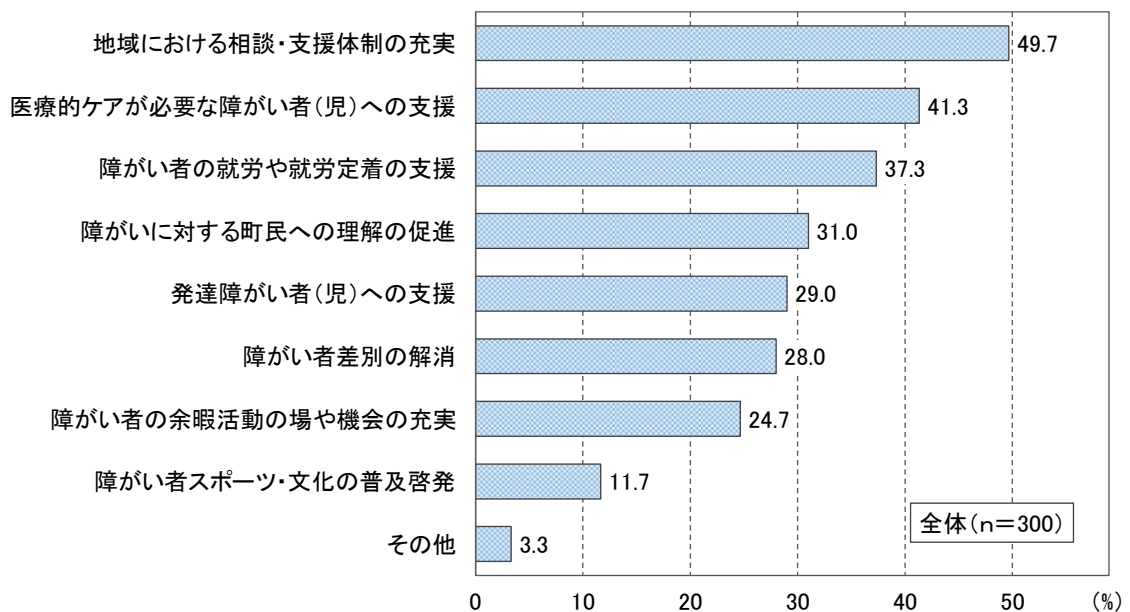
① 町の障がい福祉の取り組みについての満足度

町の障がい福祉の取り組みへの満足度について、「ふつう」が51.7%と最も高く、次いで、「やや満足」(12.3%)、「やや不満」(8.0%)の順となっています。



② 障がい福祉に関して優先すべき町の施策

障がい福祉に関して優先すべき町の施策について、「地域における相談・支援体制の充実」が49.7%と最も高く、次いで、「医療的ケアが必要な障がい者(児)への支援」(41.3%)、「障がい者の就労や就労定着の支援」(37.3%)の順となっています。



◆調査結果から見える「町の施策」に関するポイント

・町の施策の満足度について、「非常に満足+やや満足」は15.0%、「やや不満+非常に不満」は11.3%となっています。また、優先すべき施策では、地域における相談・支援体制や医療的ケアに関する支援、就労に関する支援を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

第3章 国の「基本指針」とサービス体系

1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項および児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村および都道府県が作成すると規定されているため、令和 5 年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

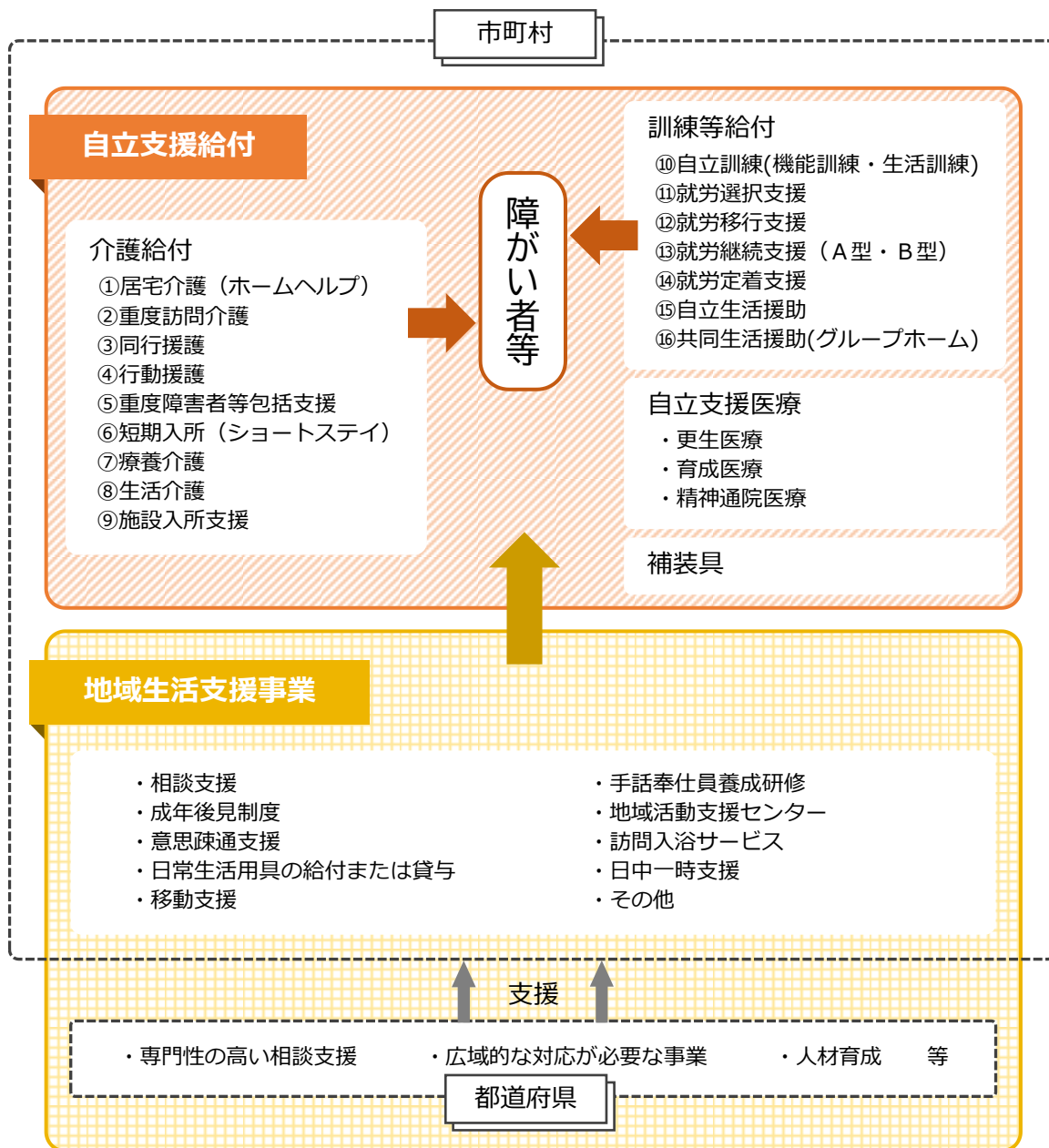
「基本指針」の主な概要（厚生労働省通知：令和 5 年 5 月 19 日）

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障がいのある人等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦障がいのある人等に対する虐待の防止
- ⑧地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨障がい福祉サービスの質の確保
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ⑫障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応

2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

「障害福祉サービス等」は、障がいのある人のそれぞれの障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

■障害福祉サービス等の体系（概念図）



3. サービス利用者の状況

(1) 障害支援区分の認定状況

障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1～6となっています。令和5年4月1日現在の認定者は146人です。

障害支援区分		単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
低い ↑ 支援の 必要度 ↓ 高い	1	人	2	3	3	3	3	2
	2	人	32	32	27	24	22	20
	3	人	27	29	30	32	34	37
	4	人	20	20	19	19	18	18
	5	人	20	19	19	20	21	22
	6	人	50	49	48	47	47	46
合計		人	151	152	146	145	145	145

各年度4月1日現在

(2) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービス支給決定者数は、令和5年4月1日現在197人です。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者	人	199	205	197	193	189	185

各年度4月1日現在

(3) 地域生活支援事業支給決定者

地域生活支援事業支給決定者数は、令和5年4月1日現在65人です。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者	人	82	68	65	62	59	57

各年度4月1日現在

第4章 基本指針に基づく目標値

1. 成果目標について

本計画の策定に際し、国の基本指針に示されている成果目標については、次のとおりです。

■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
(2) 地域生活支援の充実	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
	令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制を整備
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上（移行支援事業1.31倍以上、就労A型概ね1.29倍以上、就労B型概ね1.28倍以上）
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上
	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
	就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上

項 目	国の基準
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置
	各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保
	令和8年度末までに県、各圏域又は各市町村において、医療的ケア児等の支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
	協議会（※）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

※地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う自立支援協議会

2. 成果目標に対する目標値

障がいのある人の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点と比べて5%以上削減する成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障がい者で、家族も高齢化していることが多く、地域移行の必要性について、関係機関等と連携して、見極めを行い、地域移行に向けた支援に努めます。

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
地域生活への移行者数	0人	1人
施設入所者数の削減見込	0人	1人

（2）地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	2人	2人
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	1人	1人
運用状況の検証・検討	1回/年	2回/年

② 強度行動障がい有者への支援体制の充実

令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関する支援ニーズを把握するとともに、その支援体制の整備を進めます。

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
強度行動障がい有者に対する支援体制の整備	無	有

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上(移行支援事業1.31倍以上、就労A型概ね1.29倍以上、就労B型概ね1.28倍以上)とする成果目標について、本町では令和3年度実績はありませんが、今後も支援体制の維持・充実に努め、利用者の一般就労への移行について支援を行ってまいります。

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上とする成果目標について、本町では令和3年度実績はありませんが、今後も支援体制の維持・充実に努め、利用者の一般就労への移行について支援を行ってまいります。

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする成果目標について、本町では令和3年度実績はありませんが、今後も支援体制の維持・充実に努め、利用者の一般就労への移行について支援を行ってまいります。

④ 就労定着率

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とする成果目標について、本町では令和3年度実績はありませんが、今後も支援体制の維持・充実に努め、利用者の一般就労への移行について支援を行ってまいります。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

平成24年4月から、発達に心配や遅れのある子どもに対して18歳まで継続した支援をするために1か所の児童発達支援センターを設置しており、実情に沿った支援体制の充実に努めます。

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
保育所等訪問支援実施体制	有	有

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する成果目標については、町内に1か所ずつ確保されており、引き続き支援の充実に努めます。

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	1か所

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のため協議の場について、本町では新宮・東牟婁圏域自立支援協議会の子ども部会において令和元年度より協議の場を設置済みであり、今後も圏域内関係機関等の連携強化に努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することについて、現在は設置できておりませんが、令和6年度に設置できるように努めて参ります。

項 目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人	1人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保、また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する成果目標については、本町ではすでに実施しているため、その体制の維持・充実に努めます。

項 目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	有	有
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	有	有
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な協議会の体制	有	有

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する成果目標については、本町ではすでに実施しているため、その体制の維持・充実に努めます。

項 目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
障害福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	有	有

第5章 障害福祉サービスの見込みと確保策

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次のとおり設定します。

なお、障害福祉サービスを提供するために必要な人材が不足していることから、その確保について取り組んでいく必要があります。

1. 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	自宅で入浴、食事等を介助するサービス。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅での介助や外出時の移動を補助するサービス。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動を補助するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い方に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	30	32	30	29	29	28
	時間/月	443	499	487	465	445	425
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	2	2	2	2	2	1
	時間/月	14	16	13	11	9	8
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	16	14	16	16	16	16
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※利用人数は月平均の実人数、利用量は平均の利用時間。令和5年度は4～9月の実績より。

■見込量の確保策

訪問系サービスについて、人口減少等の影響もあり、全体的に減少することを見込んでいますが、引き続き利用者の意向に応じた支援体制を維持します。

2. 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。
就労選択支援 ※令和7年度から開始予定	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労定着支援	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行うサービス。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス。
短期入所（福祉型、医療型）	在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合等に、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	66	65	65	66	67	68
	人日/月	1,331	1,278	1,278	1,284	1,290	1,296
(うち重度障がい者)	人/月	34	30	28	29	30	30
	人日/月	327	374	336	346	357	368
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	6	6	6	6
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	1	1
就労移行支援	人/月	1	0	0	1	1	1
	人日/月	5	0	0	5	5	5
就労継続支援A型	人/月	3	3	2	2	2	2
	人日/月	53	55	39	39	39	38
就労継続支援B型	人/月	66	63	60	58	56	55
	人日/月	1,199	1,115	1,119	1,108	1,098	1,087
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	10	10	10	10	10	10
短期入所	人/月	4	3	3	3	3	3
	人日/月	67	57	46	44	41	39
(うち重度障がい者)	人/月	3	0	0	3	3	3
	人日/月	12	0	0	12	12	12

※利用人数は月平均の実人数、利用量は平均の利用時間。令和5年度は4～9月の実績より。

■見込量の確保策

生活介護については、今後も障がいのある人の日中活動の場として、必要なサービスの利用に対応できるよう努めます。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所については、広域的なサービス提供事業者の情報を収集し、必要なサービスの利用に対応できるようにするとともに、多様な事業者の参入を促進します。

また、就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援)については、ハローワーク、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの構

築を図り、障がいのある人の就労支援と工賃の確保等も含めたサービス提供体制の整備を進めます。また、就労移行した人については、安定した就労を継続して築いていけるよう引き続き支援を行います。

なお、就労選択支援については、令和7年度から始まる障がい福祉サービスであり、今後の国の動向を踏まえ、適切な利用につながるよう支援します。

療養介護は長期入院による医療的ケアが必要な重度の障がい者であり、主として大規模な医療機関が実施主体であり既存施設の利用が中心となるため、事業を実施する医療機関との連携により、適切なサービスの提供に努めます。

短期入所（ショートステイ）については、サービス提供体制の充実を図ります。

3. 居住系サービス

区 分	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障がいのある人が自宅で自立した日常生活を営むため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時通報や相談、情報提供・助言を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	48	49	47	48	49	50
(うち重度障がい者)	人/月	2	3	3	4	5	7
施設入所支援	人/月	39	39	39	39	39	39

※利用人数は月平均の実人数。令和5年度は4～9月の実績より。

■見込量の確保策

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。

また、施設入所支援については、支援を必要とする人の利用意向に対応できるよう、事業所における入所状況等の情報収集や利用者への情報提供を行います。

4. 相談支援

区分	内容
計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している方又は精神科病院に入院している方等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や相談等の必要な支援を行うサービス。
地域定着支援	自宅で一人で生活している障がい者の方に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス。

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	75	75	73	72	72	71
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※利用人数は月平均の実人数。令和5年度は4～9月の実績より。

■見込量の確保策

複数のサービスを利用する場合、サービス内容を適切に組み合わせたり、全体として効果的なサービス提供が行われるよう利用計画の作成支援に努めます。

そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

5. 発達障がい者等に対する支援

(1) パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数（保護者）	人	0	0	0	1	1	1
実施者数（支援者）	人	0	0	0	1	1	1

■見込みの確保策

パARENTトレーニングとは、発達障がいのある子どもを持つ保護者や養育者の方を対象に、子どもへのかかわり方や心理的ストレスの改善等をめざす家族支援のアプローチの一つです。また、パARENTプログラムとは、子どもや自分自身の行動を把握することで見えてくる保護者の認知的な枠組みを修正していくためのプログラムで、発達障がい児に限らず、子育て支援全般に幅広く活用することができます。

パARENTトレーニングやパARENTプログラムの受講者数について、現在実績はありませんが、県等が実施するパARENTトレーニングやパARENTプログラムを周知し、参加を促していきます。

(2) パARENTメンターの人数

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
パARENTメンターの人数	人	0	0	0	1	1	1

■見込みの確保策

パARENTメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。現在実績はありませんが、パARENTメンターに関する周知を行い、その活動を支援していきます。

(3) ピアサポートの活動への参加人数

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	1	1	1

■見込量の確保策

ピアサポートとは、仲間同士の支え合いのことであり、障がい領域におけるピアサポート活動が拡がりをみせています。

ピアサポート活動については、現在実績はありませんが、ピアサポートに関する周知を行い、その活動を支援していきます。

6. 精神障がいに対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がい者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

区 分		内 容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	
精神障がい者の地域移行支援	現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち、地域移行支援の利用が見込まれる者の数、地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数、共同生活援助の利用が見込まれる者の数、自立生活援助の利用が見込まれる者の数、自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。	
精神障がい者の地域定着支援		
精神障がい者の共同生活援助		
精神障がい者の自立生活援助		
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）		

(1) 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

① 協議の場の開催回数

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催	回	6	6	6	6	6	6

※各年度3月31日現在。令和5年度については見込値。

■見込量の確保策

現在、本町では新宮・東牟婁圏域自立支援協議会の精神部会において協議の場を設けており、引き続き、保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催し、重層的な連携体制を構築するよう努めます。

② 協議の場への関係者の参加者数

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健関係者	人	2	2	2	2	2	2
医療機関	精神科	2	2	2	2	2	2
	精神科以外	0	0	0	0	0	0
福祉関係者	人	15	15	15	15	15	15
介護関係者	人	0	0	0	0	0	0
当事者及び家族等	人	0	0	0	0	0	0

※各年度4月1日現在。

■見込量の確保策

本町では介護関係者・当事者及び家族等が協議の場へ参加することができていませんが、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を新宮・東牟婁圏域自立支援協議会の精神部会に設置しており、引き続き重層的な連携体制を構築するよう努めます。

③ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2	2	2	2

※各年度3月31日現在。令和5年度については見込値。

■見込量の確保策

本町では保健・医療・福祉関係者等による協議の場において様々な検討を進める中で、精神障がいのある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築するための目標設定と評価を行っていきます。

(2) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援（利用者数）	人	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援（利用者数）	人	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助（利用者数）	人	13	13	12	12	12	12
精神障がい者の自立生活援助（利用者数）	人	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活援助）（利用者数）	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月31日現在。令和5年度は9月30日現在。

■見込量の確保策

精神障がいのある人の実情に応じて、それぞれの支援体制の維持に努めます。

7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

(1) 基幹相談支援センターの設置

本町では、基幹相談支援センターを設置済みであり、関係機関と連携して、その機能強化に努めます。

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	105	48	60	60	60	60
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件/年	75	26	74	65	65	65
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	404	390	570	520	520	520
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人/年	1	1	1	1	1	1

※各年度3月31日現在。令和5年度については見込値。

■見込量の確保策

圏域における基幹相談支援センターや自立支援協議会において、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保し、相談支援の充実に努めます。

(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回/年	6	6	6	6	6	6
事例検討参加事業者・機関数	事業者・機関数	10	10	10	10	10	10
協議会の専門部会の設置数	部会設置数	4	4	4	4	4	4
協議会の専門部会の実施回数	回/年	24	24	24	24	24	24

※各年度3月31日現在。令和5年度については見込値。

■見込量の確保策

圏域における基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保し、相談支援の充実に努めます。

8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人	2	2	2	2	2	2

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障害福祉サービスの質の向上につなげます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回	1	1	1	1	1	1

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

圏域における自立支援協議会において体制を確保しており、引き続き事業所や関係自治体等と審査結果の共有を図ります。

9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体の実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本町では次のサービスを展開しており、各事業の見込量を設定することとします。

■串本町が実施する地域生活支援事業

区 分	事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任 意 事 業	日常生活支援	日中一時支援事業 地域移行のための安心生活支援事業 身体障害者自動車改造費助成事業

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込み

区分	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	0	0	1	1	1	1

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

必要に応じて、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込み

区分	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	0	0	0	0	0	0

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

引き続き、障がいのある人が自発的に行う活動を支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
障害者相談支援事業/ 基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター 一等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

上記の各相談支援事業については、今後とも事業者との連携を図りながら、障がいのある人に必要な相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	2	2	2	2

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

利用実績は少ない状況ですが、判断能力が不安な障がいのある人が自立した生活を安心して送ることができるよう、制度の情報提供や周知を図り、適切な利用につなげます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込量

区分	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	0	0	0	0	0	0

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

法人の後見活動を支援するための支援体制の構築等を行い、支援事業の確保を図っていきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	39	44	32	31	30	29
手話通訳者設置事業(設置者数)	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

意思疎通支援者の技術及び知識の向上を目的とした研修の開催、手話奉仕員の養成講座の社会福祉法人への委託、県等の開催する研修への参加等により、人材の養成・資質の向上と確保を図り、意思疎通支援が必要な方への支援の充実につなげます。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	3	0	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	2	1	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	4	2	4	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	7	4	4	4	4
排泄管理支援用具	件/年	705	755	1,148	1,315	1,507	1,727
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	3	4	4	6	8	11

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、給付対象者のニーズに配慮しながら、障がいの特性に応じた適切な日常生活用具の給付又は貸与に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（修了者）	人/年	11	14	0	14	14	14

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、自治体の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行い、支援を必要とする方に適切な支援が届くように努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①個別支援型	人/年	29	20	32	30	29	27
	時間/年	1,040	1,275	1,610	1,487	1,374	1,269
②車輛輸送型	人/年	0	0	4	4	4	4
	時間/年	0	0	24	24	24	24

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、移動支援サービスの確保を図ります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター (自市町村)	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	9	8	8	9	9	10
地域活動支援センター (他市町村)	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	1	0	0	0	0	0

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

障がいのある人の社会との交流を促進するために、地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	14	7	10	10	11	11

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

障がいのある人の家族等からのニーズに対応して利用できるよう、必要量の確保に努めます。

(2) 地域移行のための安心生活支援

障がいのある人の高齢化、重度化又は「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう居住支援のための必要な機能を整備し、地域生活への移行や定着を推進します。

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急時受入れ事業	回/年	0	0	0	1	1	1
一人暮らし体験事業	回/年	0	0	1	1	1	1
コーディネート事業(機能)	か所	1	1	1	1	1	1

※令和元年度より事業実施。各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

障がいのある人等からのニーズに対応して利用できるよう、サービスを維持することに努めます。

(3) 身体障害者自動車改造費助成事業

身体に障がいのある人が就労等に伴い自動車の改造を行う場合に、その費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、障がいのある人の社会活動への参加を促進することを目的とした事業です。

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1	1	1	1

※各年度3月31日現在。令和5年度は見込値。

■見込量の確保策

障がいのある人の社会参加に必要な事業のため、サービスを維持することに努めます。

第6章 障がい児支援の見込みと確保策

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本町では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本町における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本町の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込量を設定します。

1. 障害児通所支援、障害児相談支援等

区 分	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障がい児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	11	9	10	9	8	7
	人日/月	165	141	156	145	135	125
放課後等デイサービス	人/月	18	19	17	17	16	16
	人日/月	224	199	183	165	150	150
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	15	14	15	17	18	20
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	1	1	1

※利用人数は月平均の実人数。令和5年度は4～9月の実績より。

■見込量の確保策

少子化の影響もあり、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については減少傾向ですが、事業所等と連携して、ニーズに応じた施設整備や受け入れ体制の維持を図っていきます。

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年4月から始まったサービスですが、町内事業所では提供されていないことから、引き続き、町内事業所に対して提供体制の整備を促します。

医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援については新宮・東牟婁圏域自立支援協議会の子ども部会にて協議の場を設置していますが調整するコーディネーターの配置については現在設置できていないため、令和6年度までに1名配置できるよう努めます。

2. 子ども・子育て支援

本町では、「地域の温もりで子が育つまち串本」を基本理念とし、子どもの健やかな成長と子育て家庭を町全体で支援するとともに、教育・保育事業の量と質を確保し、町の子どもとその保護者がいつまでも幸せに住み続けることができるよう、「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

障がい児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ（学童保育所）等における、障がい児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められているため、対象となる児童の受け入れ体制の構築に努めます。

第7章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

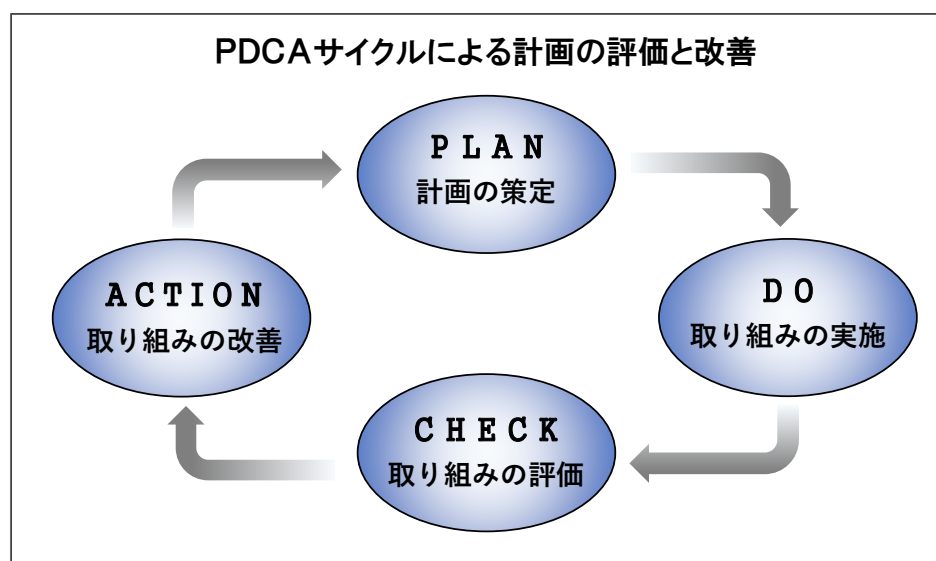
本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が生かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、本計画の実現に向けて、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

2. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取り組みの改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については、担当部局だけでなく関係部局との連携を図りながら執行体制を強化し推進するとともに、計画の確実な運営と円滑な推進を図るため、定期的な検証 PDCA サイクルの考え方に沿って行っていくこととし、社会情勢や生活環境の変化などに柔軟に対応して、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととします。



参考資料

1. 串本町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 14 日

告示第 71 号

改正 平成 24 年 3 月 1 日告示第 16 号

(設置)

第 1 条 串本町における障害者基本計画及び障害福祉計画を策定するため、串本町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 串本町障害者基本計画の作成に必要な事項
- (2) 串本町障害福祉計画の作成に必要な事項
- (3) 串本町障害福祉施策に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、障害関係者、被保険者代表者、費用負担者等からなる 12 人以内の委員をもって構成し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、障害者基本計画等の策定をもって終了する。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は当然退任するものとし、補欠された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 1 日告示第 16 号)抄

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2. 串本町障害福祉計画等策定委員名簿

(順不同)

区 分(仮)	氏 名	所 属 等
委 員	吉 村 聡 一 郎	串本町議会文教厚生常任委員長
委 員	谷 口 秀 行	串本町民生委員児童委員協議会長
委 員	鎌 田 俊 彦	串本地区医師会 代表
委 員	阪 本 繁	くしもと町立病院長
委 員	中 野 實	串本町身体障害者連盟 会長
委 員	大 川 英 穂	串本町社会福祉協議会 事務局長
委 員	猪 村 和 己	串本町民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会 部長
委 員	藤 野 貴 子	串本町障害児（者）父母の会 会長
委 員	平 井 治 司	串本町副町長
委 員	瓜 田 政 稔	串本町住民課長
委 員	梓 谷 徳 彦	串本町こども未来課長

串本町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

編集・発行：串本町役場 福祉課

住所：〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5
TEL：0735-62-0562 FAX：0735-67-7028

発行年月：令和6年3月
